



三重県公報

令和5年2月21日（火）

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
人事委規則			
	三重県人事委員会規則7-7（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則）の一部を改正する規則	（人事委員会）	2
	三重県人事委員会規則7-15（農林漁業普及指導手当に関する規則）の一部を改正する規則	（同）	10
	三重県人事委員会規則7-82（令和四年改正給与条例附則第五項から第七項までの規定による給料に関する規則）	（同）	10
人事委・教育委規則			
1	公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	（人事委員会・教育委員会）	12
2	令和四年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料に関する規則	（同）	19

人事委規則

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十七（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年二月二十一日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

三重県人事委員会規則七十七（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則）の一部を改正する規則
 三重県人事委員会規則七十七（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後											改 正 前										
別表第七 昇格時号給対応表（第二十三条関係）											別表第七 昇格時号給対応表（第二十三条関係）										
イ 行政職給料表昇格時号給対応表											イ 行政職給料表昇格時号給対応表										
昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給										昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給									
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	2級		3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級		
(略)	(略)	(略)								(略)	(略)	(略)									
59	25									59	26										
60	26									60	26										
61	26									61	27										
62	26									62	27										
63	27									63	28										
64	27									64	28										
65	27									65	29										
66	28									66	29										
67	28									67	30										
68	28									68	30										
69	29									69	31										
70	29									70	31										
71	30									71	32										
72	30									72	32										
73	31									73	33										
74	31									74	33										
75	32									75	34										
76	32									76	34										
77	33									77	35										
78	33									78	35										
79	34									79	36										
80	34									80	36										
81	35									81	37										
82	35									82	38										
83	36									83	39										
84	36									84	40										
85	37									85	41										
86	37									86	41										
87	38									87	42										
88	38									88	42										
89	39									89	43										
90	39									90	43										
91	40									91	44										
92	40									92	44										
93	41									93	45										
(略)										(略)											
ロ 公安職給料表昇格時号給対応表											ロ 公安職給料表昇格時号給対応表										
昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給								昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給											
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級				

(略)	(略)	(略)
86	77	
87	78	
88	78	
89	79	
90	79	
91	80	
92	80	
93	81	
94	82	
95	83	
(略)	(略)	

ハ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
(略)	(略)	(略)	(略)	
54	25	19		
55	26	20		
56	26	20		
57	27	21		
58	27	21		
59	28	21		
60	28	22		
61	29	22		
62	29	22		
63	30	23		
64	30	23		
65	31	23		
66	31	24		
67	32	24		
68	32	24		
69	33	25		
70	33	25		
71	34	26		
72	34	26		
73	35	27		
74	35	27		
75	36	28		
76	36	28		
77	37	29		
78	37	30		
79	38	31		
80	38	32		
81	39	33		
82	39	33		
83	40	33		
84	40	33		
85	41	34		
86	41	34		
87	42	34		
88	42	34		
89	43	35		
90	43	35		
91	44	35		
92	44	35		
93	45	36		
94	46	36		
95	47	36		
96	48	36		
97	49	37		
98	50	37		
99	51	37		
100	52	38		
101	53	38		
102	53	38		
103	54	39		
104	54	39		

(略)	(略)	(略)
86	78	
87	79	
88	80	
89	81	
90	81	
91	82	
92	82	
93	83	
94	83	
95	84	
(略)	(略)	

ハ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
(略)	(略)	(略)	(略)	
54	26	19		
55	27	20		
56	28	20		
57	29	21		
58	29	21		
59	29	22		
60	30	22		
61	30	23		
62	30	23		
63	31	24		
64	31	24		
65	31	25		
66	32	25		
67	32	26		
68	32	26		
69	33	27		
70	34	27		
71	35	28		
72	36	28		
73	37	29		
74	37	29		
75	38	30		
76	38	30		
77	39	31		
78	39	31		
79	40	32		
80	40	32		
81	41	33		
82	41	33		
83	42	33		
84	42	34		
85	43	34		
86	43	34		
87	44	35		
88	44	35		
89	45	35		
90	46	36		
91	47	36		
92	48	36		
93	49	37		
94	50	37		
95	51	37		
96	52	38		
97	53	38		
98	54	38		
99	55	39		
100	56	39		
101	57	39		
102	57	40		
103	58	40		
104	58	40		

105	55	39
106	55	39
107	56	40
108	56	40
109	57	40
110	57	40
111	57	41
112	58	41
113	58	41
114	58	41
115	59	41
116	59	42
117	59	42
118	60	42
119	60	42
120	60	42
121	61	43

ニ 医療職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)	
46	25		
47	26		
48	26		
49	27		
50	27		
51	27		
52	27		
53	28		
54	28		
55	28		
56	28		
57	29		
58	29		
59	29		
60	30		
61	30		
62	30		
63	31		
64	31		
65	31		
(略)			

ホ 医療職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2級	3級	4級	5級	6級
(略)	(略)	(略)			
58	33				
59	34				
60	34				
61	35				
62	35				
63	36				
64	36				
65	37				
66	37				
67	38				
68	38				
69	39				
70	39				
71	40				
72	40				
73	41				
74	41				
75	42				
76	42				
77	43				

105	59	40
106	59	40
107	60	41
108	60	41
109	61	41
110	61	41
111	61	41
112	61	42
113	62	42
114	62	42
115	62	42
116	62	42
117	63	43
118	63	43
119	63	43
120	63	43
121	64	43

ニ 医療職給料表(一)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)	
46	26		
47	27		
48	28		
49	28		
50	28		
51	29		
52	29		
53	29		
54	30		
55	30		
56	30		
57	31		
58	31		
59	31		
60	32		
61	32		
62	32		
63	33		
64	33		
65	33		
(略)			

ホ 医療職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2級	3級	4級	5級	6級
(略)	(略)	(略)			
58	34				
59	35				
60	36				
61	37				
62	37				
63	38				
64	38				
65	39				
66	39				
67	40				
68	40				
69	41				
70	41				
71	42				
72	42				
73	43				
74	43				
75	44				
76	44				
77	45				

78	<u>43</u>
79	<u>44</u>
80	<u>44</u>
81	<u>45</u>
82	<u>45</u>
83	<u>46</u>
84	<u>46</u>
85	<u>47</u>
(略)	

78	<u>45</u>
79	<u>46</u>
80	<u>46</u>
81	<u>47</u>
82	<u>47</u>
83	<u>48</u>
84	<u>48</u>
85	<u>49</u>
(略)	

～ 医療職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2級	3級	4級	5級	6級
(略)	(略)	(略)			
102	<u>77</u>				
103	<u>78</u>				
104	<u>78</u>				
105	<u>79</u>				
106	<u>79</u>				
107	<u>80</u>				
108	<u>80</u>				
109	<u>81</u>				
110	<u>81</u>				
111	<u>81</u>				
112	<u>81</u>				
113	<u>82</u>				
114	<u>82</u>				
115	<u>82</u>				
116	<u>82</u>				
117	<u>83</u>				
118	<u>83</u>				
119	<u>83</u>				
120	<u>83</u>				
121	<u>84</u>				
122	<u>84</u>				
123	<u>84</u>				
124	<u>84</u>				
125	<u>85</u>				
126	<u>85</u>				
127	<u>85</u>				
128	<u>86</u>				
129	<u>86</u>				
130	<u>86</u>				
131	<u>87</u>				
132	<u>87</u>				
133	<u>87</u>				
(略)	(略)				

～ 医療職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2級	3級	4級	5級	6級
(略)	(略)	(略)			
102	<u>78</u>				
103	<u>79</u>				
104	<u>80</u>				
105	<u>81</u>				
106	<u>81</u>				
107	<u>81</u>				
108	<u>81</u>				
109	<u>82</u>				
110	<u>82</u>				
111	<u>82</u>				
112	<u>82</u>				
113	<u>83</u>				
114	<u>83</u>				
115	<u>83</u>				
116	<u>83</u>				
117	<u>84</u>				
118	<u>84</u>				
119	<u>84</u>				
120	<u>84</u>				
121	<u>85</u>				
122	<u>85</u>				
123	<u>85</u>				
124	<u>85</u>				
125	<u>86</u>				
126	<u>86</u>				
127	<u>86</u>				
128	<u>86</u>				
129	<u>87</u>				
130	<u>87</u>				
131	<u>87</u>				
132	<u>87</u>				
133	<u>88</u>				
(略)	(略)				

備考 (略)

備考 (略)

別表第八 降格時号給対応表(第二十四条関係)

別表第八 降格時号給対応表(第二十四条関係)

イ 行政職給料表降格時号給対応表

イ 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
(略)	(略)	(略)							
25	<u>59</u>								
26	<u>62</u>								
27	<u>65</u>								
28	<u>68</u>								
29	<u>70</u>								
30	<u>72</u>								
31	<u>74</u>								
32	<u>76</u>								
33	<u>78</u>								
34	<u>80</u>								
35	<u>82</u>								
36	<u>84</u>								

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
(略)	(略)	(略)							
25	<u>58</u>								
26	<u>60</u>								
27	<u>62</u>								
28	<u>64</u>								
29	<u>66</u>								
30	<u>68</u>								
31	<u>70</u>								
32	<u>72</u>								
33	<u>74</u>								
34	<u>76</u>								
35	<u>78</u>								
36	<u>80</u>								

37	86
38	88
39	90
40	92
41	93
42	93
43	93
44	93
(略)	(略)

37	81
38	82
39	83
40	84
41	86
42	88
43	90
44	92
(略)	(略)

ロ 公安職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
(略)	(略)	(略)	(略)						
2	10	13							
3	10	13							
4	11	14							
5	12	15							
6	13	16							
7	14	17							
8	15	18							
9	16	19							
10	17	20							
11	18	21							
12	19	22							
13	20	23							
14	21	25							
15	22	26							
16	23	27							
17	24	28							
18	25	29							
19	26	30							
20	27	31							
21	28	32							
22	29	33							
23	30	35							
24	31	36							
25	32	37							
26	33	38							
27	34	39							
28	35	40							
29	37	41							
30	37	42							
31	38	43							
32	39	44							
33	40	45							
34	42	46							
35	43	47							
36	44	48							
37	45	49							
38	46	50							
39	47	51							
40	48	52							
41	49	53							
42	50	54							
43	51	55							
44	52	56							
45	53	57							
46	54	58							
47	55	59							
48	56	60							
49	57	61							
50	58	61							
51	59	63							
52	60	64							
53	61	65							
54	62	66							

ロ 公安職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
(略)	(略)	(略)	(略)						
2	9	13							
3	9	13							
4	11	14							
5	12	15							
6	13	16							
7	13	17							
8	15	18							
9	16	19							
10	17	20							
11	18	21							
12	19	22							
13	20	23							
14	21	24							
15	22	26							
16	23	27							
17	24	28							
18	25	29							
19	26	30							
20	27	31							
21	28	32							
22	29	33							
23	30	35							
24	31	36							
25	32	36							
26	33	37							
27	34	39							
28	35	40							
29	36	41							
30	37	42							
31	38	43							
32	39	44							
33	40	45							
34	42	46							
35	43	47							
36	44	48							
37	45	49							
38	46	50							
39	47	51							
40	48	52							
41	49	53							
42	50	54							
43	51	55							
44	52	56							
45	53	57							
46	54	58							
47	55	58							
48	56	59							
49	57	60							
50	58	61							
51	59	62							
52	60	64							
53	61	65							
54	62	66							

55	63	67
56	64	68
57	65	69
58	66	70
59	67	71
60	68	72
61	69	73
62	70	74
63	71	75
64	72	76
65	73	77
66	74	78
67	75	79
68	76	80
69	77	81
70	78	82
71	79	83
72	80	84
73	81	85
74	82	86
75	83	87
76	84	88
77	86	89
78	88	90
79	90	91
80	92	92
81	93	93
82	94	94
83	95	95
(略)	(略)	(略)

55	63	67
56	64	68
57	65	69
58	66	70
59	67	71
60	68	72
61	69	73
62	70	74
63	71	75
64	72	76
65	73	77
66	74	78
67	75	79
68	76	80
69	77	81
70	78	82
71	79	83
72	80	84
73	81	85
74	82	86
75	83	87
76	84	88
77	85	89
78	86	90
79	87	91
80	88	92
81	90	93
82	92	94
83	94	95
(略)	(略)	(略)

ハ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)	(略)	
21	46	59		
22	48	62		
23	50	65		
24	52	68		
25	54	70		
26	56	72		
27	58	74		
28	60	76		
29	62	77		
30	64	78		
31	66	79		
32	68	80		
33	70	84		
34	72	88		
35	74	92		
36	76	96		
37	78	99		
38	80	102		
39	82	106		
40	84	110		
41	86	115		
42	88	120		
43	90	121		
44	92	121		
45	93	121		
46	94	121		
47	95	121		
48	96	121		
49	97	121		
50	98	121		
51	99	121		
52	100	121		

ハ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1級	2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)	(略)	
21	46	58		
22	48	60		
23	50	62		
24	52	64		
25	53	66		
26	54	68		
27	55	70		
28	56	72		
29	59	74		
30	62	76		
31	65	78		
32	68	80		
33	69	83		
34	70	86		
35	71	89		
36	72	92		
37	74	95		
38	76	98		
39	78	101		
40	80	106		
41	82	111		
42	84	116		
43	86	121		
44	88	121		
45	89	121		
46	90	121		
47	91	121		
48	92	121		
49	93	121		
50	94	121		
51	95	121		
52	96	121		

53	<u>102</u>	121
54	<u>104</u>	121
55	<u>106</u>	121
56	<u>108</u>	121
57	<u>111</u>	121
58	<u>114</u>	121
59	<u>117</u>	121
60	<u>120</u>	121
61	<u>121</u>	121
62	<u>121</u>	121
63	<u>121</u>	121
(略)	(略)	(略)

ニ 医療職給料表(一)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給		
	1級	2級	3級
(略)	(略)	(略)	
25	<u>46</u>		
26	<u>48</u>		
27	<u>52</u>		
28	<u>56</u>		
29	<u>59</u>		
30	<u>62</u>		
31	<u>65</u>		
32	<u>65</u>		
(略)	(略)		

ホ 医療職給料表(二)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給				
	1級	2級	3級	4級	5級
(略)	(略)	(略)			
33	<u>58</u>				
34	<u>60</u>				
35	<u>62</u>				
36	<u>64</u>				
37	<u>66</u>				
38	<u>68</u>				
39	<u>70</u>				
40	<u>72</u>				
41	<u>74</u>				
42	<u>76</u>				
43	<u>78</u>				
44	<u>80</u>				
45	<u>82</u>				
46	<u>84</u>				
47	<u>85</u>				
48	<u>85</u>				
(略)	(略)				

へ 医療職給料表(三)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給				
	1級	2級	3級	4級	5級
(略)	(略)	(略)			
10	<u>25</u>				
11	<u>26</u>				
12	<u>27</u>				
13	<u>28</u>				
14	<u>29</u>				
15	<u>31</u>				
16	<u>32</u>				
17	<u>33</u>				
18	<u>34</u>				
19	<u>35</u>				
20	<u>36</u>				
21	<u>37</u>				
22	<u>38</u>				
23	<u>39</u>				
24	<u>40</u>				

53	<u>97</u>	121
54	<u>98</u>	121
55	<u>99</u>	121
56	<u>100</u>	121
57	<u>102</u>	121
58	<u>104</u>	121
59	<u>106</u>	121
60	<u>108</u>	121
61	<u>112</u>	121
62	<u>116</u>	121
63	<u>120</u>	121
(略)	(略)	(略)

ニ 医療職給料表(一)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給		
	1級	2級	3級
(略)	(略)	(略)	
25	<u>45</u>		
26	<u>46</u>		
27	<u>47</u>		
28	<u>50</u>		
29	<u>53</u>		
30	<u>56</u>		
31	<u>59</u>		
32	<u>62</u>		
(略)	(略)		

ホ 医療職給料表(二)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給				
	1級	2級	3級	4級	5級
(略)	(略)	(略)			
33	<u>57</u>				
34	<u>58</u>				
35	<u>59</u>				
36	<u>60</u>				
37	<u>62</u>				
38	<u>64</u>				
39	<u>66</u>				
40	<u>68</u>				
41	<u>70</u>				
42	<u>72</u>				
43	<u>74</u>				
44	<u>76</u>				
45	<u>78</u>				
46	<u>80</u>				
47	<u>82</u>				
48	<u>84</u>				
(略)	(略)				

へ 医療職給料表(三)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給				
	1級	2級	3級	4級	5級
(略)	(略)	(略)			
10	<u>24</u>				
11	<u>26</u>				
12	<u>27</u>				
13	<u>28</u>				
14	<u>29</u>				
15	<u>30</u>				
16	<u>32</u>				
17	<u>33</u>				
18	<u>34</u>				
19	<u>35</u>				
20	<u>36</u>				
21	<u>37</u>				
22	<u>38</u>				
23	<u>39</u>				
24	<u>40</u>				

25	41	25	41
26	42	26	42
27	43	27	43
28	44	28	44
29	45	29	45
30	46	30	46
31	47	31	47
32	48	32	48
33	49	33	49
34	50	34	50
35	51	35	51
36	52	36	52
37	53	37	53
38	54	38	54
39	55	39	55
40	56	40	56
41	57	41	57
42	58	42	58
43	59	43	59
44	60	44	60
45	61	45	61
46	62	46	62
47	63	47	63
48	64	48	64
49	65	49	65
50	66	50	66
51	67	51	67
52	68	52	68
53	69	53	69
54	70	54	70
55	71	55	71
56	72	56	72
57	73	57	73
58	74	58	74
59	75	59	75
60	76	60	76
61	77	61	77
62	78	62	78
63	79	63	79
64	80	64	80
65	82	65	82
66	84	66	84
67	86	67	86
68	88	68	88
69	89	69	89
70	90	70	90
71	91	71	91
72	92	72	92
73	94	73	94
74	96	74	96
75	98	75	98
76	100	76	100
77	102	77	101
78	104	78	102
79	106	79	103
80	108	80	104
81	112	81	108
82	116	82	112
83	120	83	116
84	124	84	120
85	127	85	124
86	130	86	128
87	133	87	132
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

備考 (略)

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十一五（農林漁業普及指導手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年二月二十一日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

三重県人事委員会規則七十一五（農林漁業普及指導手当に関する規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則七十一五（農林漁業普及指導手当に関する規則）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 附 則 1 5 (略)</p> <p>(職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例附則第五項から第七項までの規定による給 料を支給される職員に関する手当の額)</p> <p>6 職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例（令和四年三重県条例第五十四号）附則第 五項から第七項までの規定による給料を支給さ れる職員に関する第四条の規定の適用について は、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額 と職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例（令和四年三重県条例第五十四号）附則第 五項から第七項までの規定による給料の額との 合計額」とする。</p>	<p>1 附 則 1 5 (略)</p>

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十八二（令和四年改正給与条例附則第五項から第七項までの規定による給料に関する規則）をここに公布します。

令和五年二月二十一日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

三重県人事委員会規則七十八二（令和四年改正給与条例附則第五項から第七項までの規定による給料に関する規則）

（趣旨）

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年三重県条例第五十四号。以下「令和四年改正給与条例」という。）附則第五項から第七項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

（令和四年改正給与条例附則第五項の人事委員会規則で定める職員）

第二条 令和四年改正給与条例附則第五項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 令和五年四月一日（以下「切替日」という。）以降に初任給基準異動（給料表の適用を異にしない三重県人事委員会規則七十七（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則。第三号において「規則七十七」という。）別表第六に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第一項第一号において同じ。）をした職員
- 一 切替日以降に降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第一項第二号において同じ。）をした職員
- 二 切替日前に次に掲げる期間（以下この号及び次条第一項第三号において「休職等期間」という。）がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（規則七十七第四十三条、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）第八条、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号。以下この号において「公益的法人等派遣条例」という。）第六条又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年三重県条例第九十号）第十一条の規定による号給の調

整をいう。次条第一項第三号において同じ。) をされたもの

イ 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この号及び次条第一項第五号において「法」という。)第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間

ロ 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間

ハ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十二年三重県条例第一号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間

ニ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。第四号において「育児休業法」という。)第二条の規定により育児休業をしていた期間

ホ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第一号。以下「勤務時間条例」という。)第十二条に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間

ヘ 公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣されていた期間

ト 職員の分限に関する条例(昭和四十八年三重県条例第三号)第二条第一号の規定により休職にされていた期間のうち人事委員会が定める期間

チ 法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしていた期間

四 切替日以降に育児短時間勤務等(育児休業法第十条第一項又は第十七条の規定による勤務をいう。次条第一項第四号において同じ。)を開始し、又は終了した職員

五 切替日以降に暫定再任用職員異動(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項、附則第五条第一項若しくは第二項、附則第六条第一項又は附則第七条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(次条第一項第五号において「暫定再任用職員」という。))について行う勤務時間条例第三条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第一項第五号において同じ。)をした職員

六 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

(令和四年改正給与条例附則第六項の規定による給料の支給)

第三条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(次項において「複数事由該当職員」という。)を除く。)であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、令和四年改正給与条例附則第六項の規定による給料として支給する。

一 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(第六号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に当該異動があつたものとした場合(切替日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあつては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合)に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

二 降格をした場合(第六号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額(降格を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額)を減じた額

三 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第六号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

四 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 育児短時間勤務等をしている職員 令和四年改正給与条例第二条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号。次号において「改正前の条例」という。)別表第一から別表第四までの給料表、令和四年改正給与条例第四条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年三重県条例第七十二号。以下この号において「任期付研究員条例」という。)第五条第一項若しくは第二項の給料表又は令和四年改正給与条例第六条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年三重県条例第六十一号。以下この号において「任期付職員条例」という。)第四条第一項の給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額(同日に任期付研究員条例第五条第四項又は任期付職員条例第四条第三項の規定の適用を受けていた職員にあつては、同日にその者が受けていたこれらの規定による給料月額。以下この号において「切替前給料表による給料月額」という。)に、勤務時間条例第三条第二項の規定

により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額
(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ロ 育児短時間勤務等を終了した職員(イに掲げる職員を除く。) 切替前給料表による給料月額

五 暫定再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 当該暫定再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める暫定再任用職員 改正前の条例別表第一から別表第四までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額(以下この号において「切替前の再任用給料月額」という。)

ロ 当該暫定再任用職員異動後において法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の当該暫定再任用職員異動後における勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

六 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合又は人事委員会の定めるこれに準ずる場合 人事委員会の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であつて、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、令和四年改正給与条例附則第六項の規定による給料として支給する。

(令和四年改正給与条例附則第七項の規定による給料の支給)

第四条 人事交流等職員(切替日以降に、給料表の適用を受けない国家公務員、地方公務員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者をいう。以下この条において同じ。)(当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。)であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、令和四年改正給与条例附則第七項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる令和四年改正給与条例附則第六項の規定による給料の額に相当する額を、同条例附則第七項の規定による給料として支給する。

(端数計算)

第五条 令和四年改正給与条例附則第五項から第七項までの規定による給料の額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該給料の額とする。

(この規則により難い場合の措置)

第六条 令和四年改正給与条例附則第五項から第七項までの規定による給料の支給について、この規則により難い場合又はこの規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(雜則)

第七条 この規則に定めるもののほか、令和四年改正給与条例附則第五項から第七項までの規定による給料の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人 事 委 規 則
教 育 委 規 則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の規定に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年二月二十一日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第一号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年 三重県人事委員会規則 第二十一号）
三重県教育委員会規則

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																																																																																																																																		
<p>(昇格の場合の号給)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>2 前三条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が二級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ一級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。ただし、高等学校等教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表の職務の級を一級から特二級に在級させることなく三級に職員を昇格させた場合には、当該三級を二級の一級上位の職務の級とみなして前項の規定を適用する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(降格の場合の号給)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 職員を降格させた場合で当該降格が二級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ一級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。ただし、高等学校等教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表の職務の級を三級から特二級に在級させることなく一級に職員を降格させた場合には、当該一級を三級の二級下位の職務の級とみなして前項の規定を適用する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表第7（第22条関係）昇格時号給対応表</p> <p>イ 高等学校等教育職給料表昇格時号給対応表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">昇格した日の前日に受けていた号給</th> <th colspan="4">昇格後の号給</th> </tr> <tr> <th>2級</th> <th>特2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr><td>59</td><td>33</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>60</td><td>34</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>61</td><td>34</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>62</td><td>34</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>63</td><td>35</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>64</td><td>35</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>65</td><td>35</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>66</td><td>36</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>67</td><td>36</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>68</td><td>36</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>69</td><td>37</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>70</td><td>38</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>71</td><td>39</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>72</td><td>40</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>73</td><td>41</td><td colspan="3"></td></tr> </tbody> </table>	昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				2級	特2級	3級	4級	(略)	(略)	(略)			59	33				60	34				61	34				62	34				63	35				64	35				65	35				66	36				67	36				68	36				69	37				70	38				71	39				72	40				73	41				<p>(昇格の場合の号給)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>2 前三条の規定により職員を昇格させた場合（高等学校等教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表の職務の級二級から三級に昇格させた場合を除く。）で当該昇格が二級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ一級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(降格の場合の号給)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 職員が降格させた場合で当該降格が二級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ一級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表第7（第22条関係）昇格時号給対応表</p> <p>イ 高等学校等教育職給料表昇格時号給対応表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">昇格した日の前日に受けていた号給</th> <th colspan="4">昇格後の号給</th> </tr> <tr> <th>2級</th> <th>特2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td colspan="3">(略)</td></tr> <tr><td>59</td><td>34</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>60</td><td>34</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>61</td><td>35</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>62</td><td>35</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>63</td><td>36</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>64</td><td>36</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>65</td><td>37</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>66</td><td>37</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>67</td><td>38</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>68</td><td>38</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>69</td><td>39</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>70</td><td>39</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>71</td><td>40</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>72</td><td>40</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>73</td><td>41</td><td colspan="3"></td></tr> </tbody> </table>	昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				2級	特2級	3級	4級	(略)	(略)	(略)			59	34				60	34				61	35				62	35				63	36				64	36				65	37				66	37				67	38				68	38				69	39				70	39				71	40				72	40				73	41			
昇格した日の前日に受けていた号給		昇格後の号給																																																																																																																																																																																	
	2級	特2級	3級	4級																																																																																																																																																																															
(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																	
59	33																																																																																																																																																																																		
60	34																																																																																																																																																																																		
61	34																																																																																																																																																																																		
62	34																																																																																																																																																																																		
63	35																																																																																																																																																																																		
64	35																																																																																																																																																																																		
65	35																																																																																																																																																																																		
66	36																																																																																																																																																																																		
67	36																																																																																																																																																																																		
68	36																																																																																																																																																																																		
69	37																																																																																																																																																																																		
70	38																																																																																																																																																																																		
71	39																																																																																																																																																																																		
72	40																																																																																																																																																																																		
73	41																																																																																																																																																																																		
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給																																																																																																																																																																																		
	2級	特2級	3級	4級																																																																																																																																																																															
(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																	
59	34																																																																																																																																																																																		
60	34																																																																																																																																																																																		
61	35																																																																																																																																																																																		
62	35																																																																																																																																																																																		
63	36																																																																																																																																																																																		
64	36																																																																																																																																																																																		
65	37																																																																																																																																																																																		
66	37																																																																																																																																																																																		
67	38																																																																																																																																																																																		
68	38																																																																																																																																																																																		
69	39																																																																																																																																																																																		
70	39																																																																																																																																																																																		
71	40																																																																																																																																																																																		
72	40																																																																																																																																																																																		
73	41																																																																																																																																																																																		

74	<u>41</u>
75	<u>42</u>
76	<u>42</u>
77	<u>43</u>
78	<u>43</u>
79	<u>44</u>
80	<u>44</u>
81	<u>45</u>
82	<u>45</u>
83	<u>46</u>
84	<u>46</u>
85	<u>47</u>
86	<u>47</u>
87	<u>48</u>
88	<u>48</u>
89	<u>49</u>
90	<u>49</u>
91	<u>50</u>
92	<u>50</u>
93	<u>51</u>
94	<u>51</u>
95	<u>52</u>
96	<u>52</u>
97	<u>53</u>
98	<u>53</u>
99	<u>54</u>
100	<u>54</u>
101	<u>55</u>
102	<u>55</u>
103	<u>56</u>
104	<u>56</u>
105	<u>57</u>
106	<u>57</u>
107	<u>57</u>
108	<u>58</u>
109	<u>58</u>
110	<u>58</u>
111	<u>59</u>
112	<u>59</u>
113	<u>59</u>
114	<u>60</u>
115	<u>60</u>
116	<u>60</u>
117	<u>61</u>
118	<u>61</u>
119	<u>61</u>
120	<u>61</u>
121	<u>61</u>
122	<u>62</u>
123	<u>62</u>
124	<u>62</u>
125	<u>62</u>
126	<u>62</u>
127	<u>63</u>
128	<u>63</u>
129	<u>63</u>
130	<u>63</u>
131	<u>63</u>
132	<u>64</u>
133	<u>64</u>
134	<u>64</u>
135	<u>64</u>
136	<u>64</u>
137	<u>65</u>
138	<u>65</u>
139	<u>65</u>
140	<u>65</u>
141	<u>65</u>

74	<u>42</u>
75	<u>43</u>
76	<u>44</u>
77	<u>45</u>
78	<u>45</u>
79	<u>46</u>
80	<u>46</u>
81	<u>47</u>
82	<u>47</u>
83	<u>48</u>
84	<u>48</u>
85	<u>49</u>
86	<u>49</u>
87	<u>50</u>
88	<u>50</u>
89	<u>51</u>
90	<u>51</u>
91	<u>52</u>
92	<u>52</u>
93	<u>53</u>
94	<u>53</u>
95	<u>54</u>
96	<u>54</u>
97	<u>55</u>
98	<u>55</u>
99	<u>56</u>
100	<u>56</u>
101	<u>57</u>
102	<u>57</u>
103	<u>57</u>
104	<u>58</u>
105	<u>58</u>
106	<u>58</u>
107	<u>59</u>
108	<u>59</u>
109	<u>59</u>
110	<u>60</u>
111	<u>60</u>
112	<u>60</u>
113	<u>61</u>
114	<u>61</u>
115	<u>61</u>
116	<u>61</u>
117	<u>61</u>
118	<u>62</u>
119	<u>62</u>
120	<u>62</u>
121	<u>62</u>
122	<u>62</u>
123	<u>63</u>
124	<u>63</u>
125	<u>63</u>
126	<u>63</u>
127	<u>63</u>
128	<u>64</u>
129	<u>64</u>
130	<u>64</u>
131	<u>64</u>
132	<u>64</u>
133	<u>65</u>
134	<u>65</u>
135	<u>65</u>
136	<u>65</u>
137	<u>65</u>
138	<u>65</u>
139	<u>66</u>
140	<u>66</u>
141	<u>66</u>

142	66
143	66
144	66
145	66
146	66
147	67
148	67
149	67
150	67
151	67
(略)	(略)

備考 (略)

ロ 中学校・小学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)		
51	41			
52	42			
53	42			
54	42			
55	43			
56	43			
57	43			
58	44			
59	44			
60	44			
61	45			
62	45			
63	46			
64	46			
65	47			
66	47			
67	48			
68	48			
69	49			
70	49			
71	50			
72	50			
73	51			
74	51			
75	52			
76	52			
77	53			
78	53			
79	54			
80	54			
81	55			
82	55			
83	56			
84	56			
85	57			
86	58			
87	59			
88	60			
89	61			
90	61			
91	61			
92	62			
93	62			
94	62			
95	63			
96	63			
97	63			
98	64			
99	64			
100	64			

142	66
143	66
144	66
145	67
146	67
147	67
148	67
149	67
150	67
151	68
(略)	(略)

備考 (略)

ロ 中学校・小学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)		
51	42			
52	42			
53	43			
54	43			
55	44			
56	44			
57	45			
58	45			
59	46			
60	46			
61	47			
62	47			
63	48			
64	48			
65	49			
66	49			
67	50			
68	50			
69	51			
70	51			
71	52			
72	52			
73	53			
74	54			
75	55			
76	56			
77	57			
78	57			
79	58			
80	58			
81	59			
82	59			
83	60			
84	60			
85	61			
86	61			
87	61			
88	62			
89	62			
90	62			
91	63			
92	63			
93	63			
94	64			
95	64			
96	64			
97	65			
98	65			
99	65			
100	65			

101	65
102	65
103	65
104	65
105	65
106	65
107	65
108	66
109	66
110	66
111	66
112	66
113	66
114	66
115	67
116	67
117	67
118	67
119	67
120	67
121	67
122	68
123	68
124	68
125	68
(略)	

備考 (略)

ハ 学校栄養職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
(略)	(略)	(略)		
58	33			
59	34			
60	34			
61	35			
62	35			
63	36			
64	36			
65	37			
66	37			
67	38			
68	38			
69	39			
70	39			
71	40			
72	40			
73	41			
74	41			
75	42			
76	42			
77	43			
78	43			
79	44			
80	44			
81	45			
82	45			
83	46			
84	46			
85	47			
(略)				

ニ 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級

101	65
102	66
103	66
104	66
105	66
106	66
107	67
108	67
109	67
110	67
111	67
112	68
113	68
114	68
115	68
116	68
117	69
118	69
119	69
120	70
121	70
122	70
123	71
124	71
125	71
(略)	

備考 (略)

ハ 学校栄養職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
(略)	(略)	(略)		
58	34			
59	35			
60	36			
61	37			
62	37			
63	38			
64	38			
65	39			
66	39			
67	40			
68	40			
69	41			
70	41			
71	42			
72	42			
73	43			
74	43			
75	44			
76	44			
77	45			
78	45			
79	46			
80	46			
81	47			
82	47			
83	48			
84	48			
85	49			
(略)				

ニ 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級

(略)	(略)	(略)
59	<u>25</u>	
60	<u>26</u>	
61	<u>26</u>	
62	<u>26</u>	
63	<u>27</u>	
64	<u>27</u>	
65	<u>27</u>	
66	<u>28</u>	
67	<u>28</u>	
68	<u>28</u>	
69	<u>29</u>	
70	<u>29</u>	
71	<u>30</u>	
72	<u>30</u>	
73	<u>31</u>	
74	<u>31</u>	
75	<u>32</u>	
76	<u>32</u>	
77	<u>33</u>	
78	<u>33</u>	
79	<u>34</u>	
80	<u>34</u>	
81	<u>35</u>	
82	<u>35</u>	
83	<u>36</u>	
84	<u>36</u>	
85	<u>37</u>	
86	<u>37</u>	
87	<u>38</u>	
88	<u>38</u>	
89	<u>39</u>	
90	<u>39</u>	
91	<u>40</u>	
92	<u>40</u>	
93	<u>41</u>	
(略)		

備考 (略)

別表第8 (第23条関係) 降格時号給対応表

イ 高等学校等教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級(3級から)	特2級	3級
(略)	(略)	(略)		
33	<u>59</u>			
34	<u>62</u>			
35	<u>65</u>			
36	<u>68</u>			
37	<u>69</u>			
38	<u>70</u>			
39	<u>71</u>			
40	<u>72</u>			
41	<u>74</u>			
42	<u>76</u>			
43	<u>78</u>			
44	<u>80</u>			
45	<u>82</u>			
46	<u>84</u>			
47	<u>86</u>			
48	<u>88</u>			
49	<u>90</u>			
50	<u>92</u>			
51	<u>94</u>			
52	<u>96</u>			

(略)	(略)	(略)
59	<u>26</u>	
60	<u>26</u>	
61	<u>27</u>	
62	<u>27</u>	
63	<u>28</u>	
64	<u>28</u>	
65	<u>29</u>	
66	<u>29</u>	
67	<u>30</u>	
68	<u>30</u>	
69	<u>31</u>	
70	<u>31</u>	
71	<u>32</u>	
72	<u>32</u>	
73	<u>33</u>	
74	<u>33</u>	
75	<u>34</u>	
76	<u>34</u>	
77	<u>35</u>	
78	<u>35</u>	
79	<u>36</u>	
80	<u>36</u>	
81	<u>37</u>	
82	<u>38</u>	
83	<u>39</u>	
84	<u>40</u>	
85	<u>41</u>	
86	<u>41</u>	
87	<u>42</u>	
88	<u>42</u>	
89	<u>43</u>	
90	<u>43</u>	
91	<u>44</u>	
92	<u>44</u>	
93	<u>45</u>	
(略)		

備考 (略)

別表第8 (第23条関係) 降格時号給対応表

イ 高等学校等教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級(3級から)	特2級	3級
(略)	(略)	(略)		
33	<u>58</u>			
34	<u>60</u>			
35	<u>62</u>			
36	<u>64</u>			
37	<u>66</u>			
38	<u>68</u>			
39	<u>70</u>			
40	<u>72</u>			
41	<u>73</u>			
42	<u>74</u>			
43	<u>75</u>			
44	<u>76</u>			
45	<u>78</u>			
46	<u>80</u>			
47	<u>82</u>			
48	<u>84</u>			
49	<u>86</u>			
50	<u>88</u>			
51	<u>90</u>			
52	<u>92</u>			

53	98
54	100
55	102
56	104
57	107
58	110
59	113
60	116
61	121
62	126
63	131
64	136
65	141
66	146
67	151
(略)	(略)

53	94
54	96
55	98
56	100
57	103
58	106
59	109
60	112
61	117
62	122
63	127
64	132
65	138
66	144
67	150
(略)	(略)

ロ 中学校・小学校教育職給料表降格時号給対応表

ロ 中学校・小学校教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級(3級から)	特2級	3級
(略)	(略)	(略)		
41	51			
42	54			
43	57			
44	60			
45	62			
46	64			
47	66			
48	68			
49	70			
50	72			
51	74			
52	76			
53	78			
54	80			
55	82			
56	84			
57	85			
58	86			
59	87			
60	88			
61	91			
62	94			
63	97			
64	100			
65	107			
66	114			
67	121			
68	125			
69	125			
70	125			
(略)	(略)			

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級(3級から)	特2級	3級
(略)	(略)	(略)		
41	50			
42	52			
43	54			
44	56			
45	58			
46	60			
47	62			
48	64			
49	66			
50	68			
51	70			
52	72			
53	73			
54	74			
55	75			
56	76			
57	78			
58	80			
59	82			
60	84			
61	87			
62	90			
63	93			
64	96			
65	101			
66	106			
67	111			
68	116			
69	119			
70	122			
(略)	(略)			

ハ 学校栄養職員給料表降格時号給対応表

ハ 学校栄養職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)		
33	58			
34	60			
35	62			
36	64			
37	66			

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
(略)	(略)	(略)		
33	57			
34	58			
35	59			
36	60			
37	62			

38	68
39	70
40	72
41	74
42	76
43	78
44	80
45	82
46	84
47	85
48	85
(略)	(略)

38	64
39	66
40	68
41	70
42	72
43	74
44	76
45	78
46	80
47	82
48	84
(略)	(略)

二 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給				
	1級	2級	3級	4級	5級
(略)	(略)	(略)			
25	59				
26	62				
27	65				
28	68				
29	70				
30	72				
31	74				
32	76				
33	78				
34	80				
35	82				
36	84				
37	86				
38	88				
39	90				
40	92				
41	93				
42	93				
43	93				
44	93				
(略)	(略)				

備考 (略)

二 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給				
	1級	2級	3級	4級	5級
(略)	(略)	(略)			
25	58				
26	60				
27	62				
28	64				
29	66				
30	68				
31	70				
32	72				
33	74				
34	76				
35	78				
36	80				
37	81				
38	82				
39	83				
40	84				
41	86				
42	88				
43	90				
44	92				
(略)	(略)				

備考 (略)

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、令和四年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料に関する規則をここに公布します。

令和五年二月二十一日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男
 三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県人事委員会規則
 三重県教育委員会規則 第二号

令和四年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年三重県条例第五十五号。以下「令和四年改正給与条例」という。）附則第四項から第六項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(令和四年改正給与条例附則第四項の規則で定める職員)

第二条 令和四年改正給与条例附則第四項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 令和五年四月一日（以下「切替日」という。）以降に初任給基準異動（給料表の適用を異にしない公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年 三重県人事委員会規則 第二十一号。第二

号において「初任給等規則」という。)別表第六に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第一項第一号において同じ。)をした職員

一 切替日以降に降格(職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第一項第二号において同じ。)をした職員

二 切替日前に次に掲げる期間(以下この号及び次条第一項第三号において「休職等期間」という。)がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整(初任給等規則第四十二条、職員の育児休業等に関する条例(平成四年三重県条例第一号)第八条、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年三重県条例第六十六号。以下この号において「公益的法人等派遣条例」という。)第六条又は職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年三重県条例第九十号)第十一条の規定による号給の調整をいう。次条第一項第三号において同じ。)をされたもの

イ 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間

ロ 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この号及び次条第一項第五号において「法」という。)第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間

ハ 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間

ニ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十二年三重県条例第一号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間

ホ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。第四号において「育児休業法」という。)第二条の規定により育児休業をしていた期間

ヘ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。)第十二条に規定する病気休暇、介護休暇又は福利厚生等休暇の承認を受けていた期間

ト 公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣されていた期間

チ 職員の分限に関する条例(昭和四十八年三重県条例第三号)第二条第一号の規定により休職にされていた期間のうち三重県教育委員会(以下「県委員会」という。)が三重県人事委員会(以下「人事委員会」という。)と協議して定める期間

リ 法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしていた期間

四 切替日以降に育児短時間勤務等(育児休業法第十条第一項又は第十七条の規定による勤務をいう。次条第一項第四号において同じ。)を開始し、又は終了した職員

五 切替日以降に暫定再任用職員異動(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項(この規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、附則第五条第一項若しくは第二項、附則第六条第一項(この規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は附則第七条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(次条第一項第五号において「暫定再任用職員」という。))について行つた勤務時間条例第三条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第一項第五号において同じ。)をした職員

六 切替日以降に県委員会が人事委員会と協議してその号給を決定された職員

(令和四年改正給与条例附則第五項の規定による給料の支給)

第三条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(次項において「複數事由該当職員」という。)を除く。)であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、令和四年改正給与条例附則第五項の規定による給料として支給する。

一 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(第六号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に当該異動があつたものとした場合(切替日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあつては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合)に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

一 降格をした場合(第六号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額(降格を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額)を減じた額

二 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第六号に掲げる場合を除く。)

切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

四 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 育児短時間勤務等をしている職員 令和四年改正給与条例第二条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。次号において「改正前の条例」という。）別表第一から別表第四までの給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（以下この号において「切替前給料表による給料月額」という。）に、勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ 育児短時間勤務等を終了した職員（イに掲げる職員を除く。） 切替前給料表による給料月額

五 暫定再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 当該暫定再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める暫定再任用職員 改正前の条例別表第一から別表第四までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（以下この号において「切替前の再任用給料月額」という。）

ロ 当該暫定再任用職員異動後において法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の当該暫定再任用職員異動後における勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

六 県委員会が人事委員会と協議してその号給を決定された場合又は県委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる場合 県委員会が人事委員会と協議して定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であつて、その者の受ける給料月額が県委員会が人事委員会と協議して定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、令和四年改正給与条例附則第五項の規定による給料として支給する。

（令和四年改正給与条例附則第六項の規定による給料の支給）

第四条 人事交流等職員（切替日以降に、給料表の適用を受けない国家公務員、地方公務員その他県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める者であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者をいう。以下この条において同じ。）（当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。）であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（県委員会が人事委員会と協議して定める職員にあつては、県委員会が人事委員会と協議して定める額）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、令和四年改正給与条例附則第六項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる令和四年改正給与条例附則第五項の規定による給料の額に相当する額を、同条例附則第六項の規定による給料として支給する。

（端数計算）

第五条 令和四年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料の額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該給料の額とする。

（教育職給料表三級に昇格する者の令和四年改正給与条例附則第四項の適用）

第六条 切替日以降に令和四年改正給与条例別表第一又は別表第二の三級に昇格する者のうち、給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額及び教職調整額の合計額に満たない職員にあつては、令和四年改正給与条例附則第四項中「同日において受けていた給料月額」とあるのは「同日において受けていた給料月額に教職調整額を加えた額」とする。

（この規則により難い場合の措置）

第七条 令和四年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料の支給について、この規則により難い場合又はこの規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ県委員会が人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

（雑則）

第八条 この規則に定めるもののほか、令和四年改正給与条例附則第四項から第六項までの規定による給料の支

給に関し必要な事項は、県委員会が人事委員会と協議して定める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
